

平成 28 年 3 月 31 日

小工事に係る請書の取扱いについて

契約検査課

100万円未満の小工事については、藤枝市財務規則第148条の規定により契約書の作成を省略できる為、本市では受注者に対して、「工事請負契約書」又は「請書」の取り交わしを求めています。

そこで、平成28年度より「※請書」の取り交わしを徹底することとしましたので、遺漏のないように適切に処理するようにお願い致します。

経営事項審査においては、「請負契約書」又は「請書」のない小工事については、経営事項審査における「完成工事高」や「工事経歴」として申請できません。

請負金額の変更が生じた場合も「変更請書」が必要となりますので、同様に対応してください。

お手数をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

※自社の請書で構いません（様式は問わない）。